

キャンペーン料金は、継続いたします。

令和2年10月1日より、業務範囲制限の一部変更に伴い、令第10条1項3号と4号を区別し、4号の料金(赤字部分)を追加しました。

【確認申請手数料】

建築物の手数料（1件につき）

(円)

床面積合計	区分	建築確認	中間検査	完了検査	計画変更等
100㎡以内	4号等 (有3)	12,000	15,000	18,000	12,000
	4号等 (有4)	17,000	15,000	20,000	17,000
	上記以外	27,000	24,000	27,000	27,000
100㎡を超え200㎡以内	4号等 (有3)	17,000	20,000	22,000	17,000
	4号等 (有4)	22,000	20,000	24,000	22,000
	上記以外	30,000	27,000	30,000	30,000
200㎡を超え300㎡以内	4号等 (有3)	22,000	24,000	30,000	22,000
	4号等 (有4)	28,000	24,000	32,000	28,000
	上記以外	35,000	32,000	35,000	35,000
300㎡を超え500㎡以内	4号等 (有3)	30,000	36,000	44,000	30,000
	4号等 (有4)	38,000	36,000	46,000	38,000
	上記以外	50,000	42,000	50,000	50,000
一申請で複数棟の場合 (1棟が500㎡を超える建物は受付出来ません。)	合計500㎡以内	床面積の合計で手数料を算定する。			
	合計で500㎡を超える場合	1棟目の手数料は床面積が最大の建物で算定する。 2棟目以降の手数は、それぞれの床面積を合計した1/2の面積にて算定する。			

※ 棟単位増築や特殊構法等、審査をお受けできない場合もございます。

※ 計画変更等の場合は、変更に係る部分の床面積の1/2の面積にて手数料を算定します。

※ 一戸建て住宅に付属する建築物の申請は、4号等 (有3) の手数料を適用します。(防火地域及び準防火地域を除く)

※ 申請手数料等、ご不明な点は、予め審査員へご相談くださいようお願い申し上げます。

昇降機及び工作物等の手数料（1基につき）

	建築確認	完了検査	計画変更
昇降機	15,000	26,000	8,000
小荷物専用昇降機	7,000	13,000	6,000
広告塔及び広告板	20,000	30,000	20,000
擁壁	20,000	30,000	20,000

仮使用認定申請手数料

床面積の合計が500㎡以内	100,000
---------------	---------

その他の加算手数料

消防長等の同意等が必要な申請	3,000	
天空率審査が必要な申請 (道路斜線、隣地斜線、北側斜線の区分のごと)	8,000	
構造計算書付 (※1)	床面積の合計が100㎡以内	25,000
	床面積の合計が100㎡を超え300㎡以内	30,000
	床面積の合計が300㎡を超え500㎡以内	35,000

(※1) 床面積が500㎡以内の構造計算書付のものについては4号等以外 (みなしたものを含む。) の手数料額に加算する。

遠隔地検査申請加算手数料

手数料を加算する区域	足利市・佐野市・栃木市 (旧藤岡町のみ該当) ・野木町 日光市 (旧今市市は除く) ・大田原市・那須塩原市 那須町・那珂川町	5,000
------------	--	-------